食品衛生管理者・監視員養成施設申請等手続の手引き

広島県健康福祉局食品生活衛生課

令和5年7月6日 改訂

1 登録要件 施行規則第50条

(1) 学校教育法に基づく大学又は同法第104条第4項第2号の規定により、大学もしくは大学院に相当する教育を行うと認められた課程を置く教育施設であること。

(2) 規則別表第14の科目を一科目以上履修させ、その単位数の合計が22単位以上であること。

(規則別表第14)

_ (/yu/y/)/1/2/ //VIII/		
学 科	科目	
化学	分析化学、有機化学、無機化学	
生物化学	生物化学、食品化学、生理学、食品分析学、毒性学	
微生物学	微生物学、食品微生物学、食品保存学、食品製造学	
公衆衛生学	公衆衛生学、食品衛生学、環境衛生学、衛生行政学、疫学	

(3) 規則別表第14の科目及び別表第15の科目に掲げる科目を履修させ、その単位数の合計が40単位以上であること。 原則として、法別表の第二欄に掲げる機械器具を用いて授業を行うものであること。

(規則別表第15)

水産化学、畜産化学、放射線化学、乳化学、食肉化学、高分子化学、生物有機化学、環境汚染物質分析化学、酵素化学、食品理化学、水産生理学、家畜生理学、植物生理学、環境生物学、応用微生物学、酪農微生物学、病理学、医学概論、解剖学、医化学、産業医学、血液学、血清学、遺伝学、寄生虫学、獣医学、栄養化学、衛生統計学、栄養学、環境保健学、衛生管理学、水産製造学、畜産品製造学、農産物製造学、醸造調味食品製造学、乳製品製造学、蒸留酒製造学、缶詰工学、食品工学、食品保存学、冷凍冷蔵学、品質管理学、その他これらに類する食品衛生に関する科目

*科目名が基準科目名と異なる場合は、基準科目に対応する科目を明確に記載した書類を添付すること。

(科 (単位数) (総単位数) 目) 化学関係 合計 累計 各 生物化学関係 別表第14 1科目以上 40単位以上 22単位以上 微生物学関係 公衆衛生学関係 その他の関連科目 別表第15

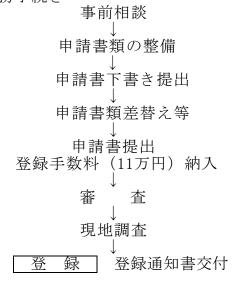
2 申請手続き

大学の設置者より原則として、11月30日(前年度)までに次の事項を記載した 登録に係る申請書を提出すること。 申請に当たり登録申請手数料(登録申請手数料 11万円)は規程の納付書で納めること。

施行令第15条、施行規則第51条

- (1) 養成施設の名称及び所在地
- (2) 養成施設の設置者の名称、所在地及び設立年月日
- (3) 養成施設長の氏名及び住所
- (4) 教員の氏名、履歴、担当科目及び専任・兼任別一覧表
- (5) 各年次別における科目の履修に関する計画、単位数及び必須・選択別一覧表
- (6) 入学定員
- (7) 入学資格及び時期
- (8) 修業年限
- (9) 教授用及び実習用の機械器具及び図書の目録
- (10) 校地、校舎の図面及び配置図
- (11) 学則
- (12) その他参考資料
 - 登録理由書
 - 登記簿謄本
 - ・教員の履歴書
 - ・ 養成施設の履修要領
 - ·連絡窓口(担当課/担当者/TEL/FAX)
 - · 登録手数料払込証明書 等

(参考) 登録までの事務手続き



3 変更の届出

施行令第16条、施行規則第53条

登録を受けた大学の設置者は、上記(1)~(3)、(5)~(11)の事項を変更しようとするときは、その旨を記載して、事項の変更のあった日から1月以内に、変更の内容を記載した届出書をその施設の所在地の都道府県知事に提出すること。

4 その他

- (1) 食品衛生監視員・管理者養成施設関係法令
 - 〇 食品衛生監視員

飲食に起因する衛生上の危害を防止するために、食品を取り扱う営業施設等への監視・指導、立入検査及び食品等からの試験品を採取する権限を厚生労働大臣 又は都道府県等の長から付与された公務員です。

食品衛生法施行令第9条第1項第1号(食品衛生監視員の資格)ー

- 1 <u>都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の</u> 課程を修了した者
- 2 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師
- 3 学校教育法に基づく大学若しくは高専、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学・歯学・薬学・獣医学・畜産学・水産学・農芸化学の課程を修めて卒業した者
- 4 栄養士で2年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有するもの

○ 食品衛生管理者

製造又は加工にあたり、特に衛生上の考慮を必要とする「乳製品」、「食肉製品」、「食品添加物」などについて、営業者はその製造又は加工を衛生的に管理させるために、必ず食品衛生管理者を置かなければなりません。

食品衛生法第48条第6項第3号(食品衛生管理者)-

- 1 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師
- 2 学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく 専門学校において医学・歯学・薬学・獣医学・畜産学・水産学・農芸化学の 課程を修めて卒業した者
- 3 <u>都道府県知事の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設において、所定の</u> <u>課程を修了した者</u>
- 4 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等学校の卒業者、厚生労働省令に定めるこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、食品衛生管理者を置かなければならない製造業・加工業において食品・添加物の製造・加工の衛生管理業務に3年以上従事し、かつ、都道府県知事の登録を受けた講習会の課程を修了した者
- 5 上記の4に該当することにより食品衛生管理者の資格を有する者は、衛生管理業務に3年以上従事した製造業・加工業の施設においてのみ、食品衛生管理者となることができる

〇 機械器具

12品目

- 遠心分離器
- 純水製造装置
- · 超低温槽
- ・ホモジナイザー
- ・ガスクロマトグラフ
- ・ガスクロマトグラフ質量分析計
- 原子吸光分光光度計
- ・高速液体クロマトグラフ
- 乾熱滅菌器
- 光学顕微鏡
- 高圧滅菌器
- 孵卵器

理化学的検査	細菌学的検査	動物を用いる検査
 ・遠心分離器 ・越水製造装置 ・超低温槽 ・ホモジナイザー ・ガスクロマトグラフ ・ガスクロマトグラフ ・質量分析計 ・原子吸光分光光度計 ・高速液体クロマトグラフ 	・遠心分離器 ・純水製造装置 ・超低温槽 ・ホモジナイザー ・乾熱滅菌器 ・光学顕微鏡 ・高圧滅菌器 ・解卵器	・遠心分離器 ・純水製造装置 ・超低温槽 ・ホモジナイザー

(2)養成施設名について

「○○大学○○学部○○学科」で登録

卒業生全員が、養成施設の教科課程を修了

養成施設基本科目(A群 - E群:40単位)の履修が卒業要件となる場合(必修科目)



「〇〇学科」後に、「〇〇課程」「〇〇コース」を付けて登録

卒業生の一部は、養成施設の教科課程を修了 卒業生の一部は、養成施設の教科課程を未修了

養成施設基本科目(A群 - E群:40単位)の中に選択科目がある場合、養成施設基本科目を未履修、未修了(一部未履修、未修了)する学生もあるので、当該学科において明確に区別する意味合いから付ける。



養成施設名に『課程名・コース名』を付ける場合

○○大学○○学部○○学科○○○課程または○○○コース

• 一般教養(共通)科目

必修単位 ○○単位を含め 計○○単位=_卒業要件

· 専 門(共通)科目

例えば当該学科が入学定員100名 \rightarrow 養成施設としての定員が50名の場合、 当該学科の資格を取得しようとする学生は 100名のうち50名が対象となるので、 課程名またはコース名を付ける。

※当該学科が入学定員100名 → 全員の学生が対象となる場合、当該学科名までが 養成施設名となる。 (課程名またはコース名は必要ない。)